

# ノムラ・グローバル・ セレクト・トラスト

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド (アメリカMMF)

## 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド (オーストラリアMMF)

### <公社債投資信託>

# 交付目論見書 2018.4.28

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST  
ルクセンブルグ籍／契約型／追加型外国投資信託

#### <管理会社> グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

1991年7月8日に、ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき設立。

トラストの資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しおよび転換を行います。

資本金375,000ユーロ(約4,923万円) 管理投資信託財産額 約1.3兆円(2018年2月末日現在)

(注)ユーロの円貨換算は、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.28円)によります。

#### <投資運用会社> ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド

ファンドに関する投資運用業務を行います。

#### <保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人> ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

トラストの資産の保管業務ならびに登録・名義書換事務、支払、管理事務代行業務、発行会社代理人業務および評価代理人業務を行います。

#### <日本における代行協会員> 野村證券株式会社

日本におけるファンド証券の代行協会員としての業務を行います。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。

この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うノムラ・グローバル・セレクト・トラストの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年1月31日に財務省関東財務局長に提出しており、平成30年2月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年4月27日に財務省関東財務局長に提出しております。ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドは「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。また豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは「オーストラリアMMF」、「Australia MMF」と称することがあります。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的および投資方針

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建て、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては豪ドル建てのもの)に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

(注) ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(「トラスト」)は、サブ・ファンドとしてU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンド(以下総称して「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」といいます。)をもつアンブレラ型ファンドです。

### 投資対象

#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資する短期金融商品の種類には、米国政府・政府関連機関の証券、米国内外の銀行の債務証券(銀行預金を含みます。)、米国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S&P社および国際的に認知されている他の格付業者から短期債務証券に対する最高位の格付を得ている(または、S&P社のみからその短期債務証券に対する最高位の格付を得ている)か、または、格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

#### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資する短期金融商品の種類には、オーストラリア政府・政府関連機関の証券、オーストラリア内外の銀行の債務証券(銀行預金を含みます。)、オーストラリア内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、S&P社の格付でA-1以上、ムーディーズ社の格付でP-1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付を付与されたもの、または格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

## 主な投資制限

以下は、ファンドの投資制限の要点だけを述べたものです。

- 同一発行体の証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%までとします。
- トラストが同一発行体の発行する証券にその発行済み証券の10%を超えて投資することはできません。
- 他の投資信託への投資は、ファンドの純資産総額の10%までとします。
- 証券の信用取引や空売りは行いません。
- ファンドの借入れは一時的措置としてなされる場合に限り認められ、その総額は、ファンドの純資産総額の10%までとします。
- 非上場・非登録の証券<sup>※</sup>への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%までとします。(※公認の証券取引所またはその他の規制市場で取引されていない証券をいいます。)
- 金融先物取引は、ファンド資産の価格変動リスクのヘッジ目的の場合にはファンド資産の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で可能です。また、効率的な運用のため、先物ポジションに潜在するエクスポージャーに見合う十分な現金等をファンド内に保有する場合に可能です。
- 金利変動に対する全般的なヘッジ目的での取引を行うことができます。

ファンドが保有する証券に付随する引受権を行使する際は、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社は、その他、一定の条件下で、投資制限を随時課することができます。

## 分配方針

管理会社は、ファンド証券の1口当り純資産価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。

ファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日当日から買戻請求の受渡日の前日までの期間について、分配が行われます。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金(ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後)当該最終取引日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグの法律で規定された投資信託の最低額(125万ユーロ)相当を下回る場合には、分配を行うことができません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 運用体制およびリスクに対する管理体制

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドを投資運用会社に任命しており、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつです。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックス・インカム・インベストメント委員会にて決定される投資方針を基に実行されます。

なお、この情報は2017年11月末日現在のものであり、随時変更されます。

※2018年10月1日より、本書11頁「追加的記載事項」に記載された変更が生じます。

## 投資リスク

### リスク要因

ファンドは、債券、短期金融商品等値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に下記のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンド証券の1口当り純資産価格が下落する要因となります。また、金利が下落すると短期金融商品からの収益(受取利息)が減少する要因となります。

### 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行リスク)をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、債券および短期金融商品の価格が下落するリスクもあります。

### 通貨リスク

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドは米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは豪ドルを基準通貨としています。したがって、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

### 純資産価格が一定のファンド(constant Net Asset Value fund)のリスク

ファンドは、受益者が受益証券を換金もしくは購入する際の純資産価格を一定(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドル)に保つことをめざすファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産額は変動し、市場価格は、換金時または購入時の受益証券の1口当り純資産価格(0.01米ドルまたは0.01豪ドル)から乖離することがあります。受益証券の1口当り純資産価格を一定に維持するために、ファンドは償却原価法により資産を評価します。償却原価法による評価額と市場価格に基づく評価額<sup>(注)</sup>の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社は、その差を縮小するための措置(純資産価格を一定に保つために、各受益者の保有口数を減少させるなどの措置)をとる必要があります。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合、ファンドは、元本を割り込むような、購入時よりも低い価格で資産を売却せざるを得なくなり、その結果、純資産価格を一定に維持できない可能性があります。

(注)2018年10月1日より、欧州でのマネー・マーケット・ファンドに関する規則に基づく時価評価法などによります。

※純資産価格の変動要因は上記に限定されるものではありません。

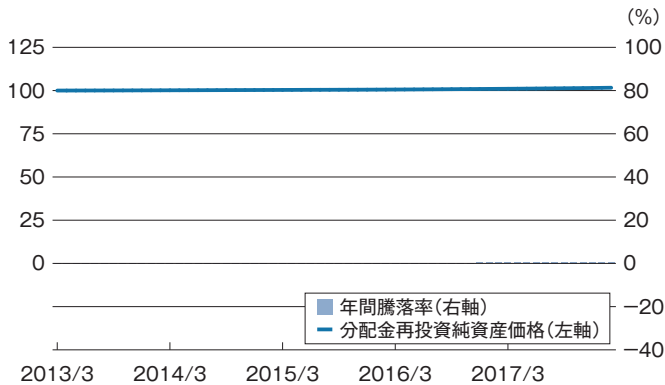
### その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

## 参考情報

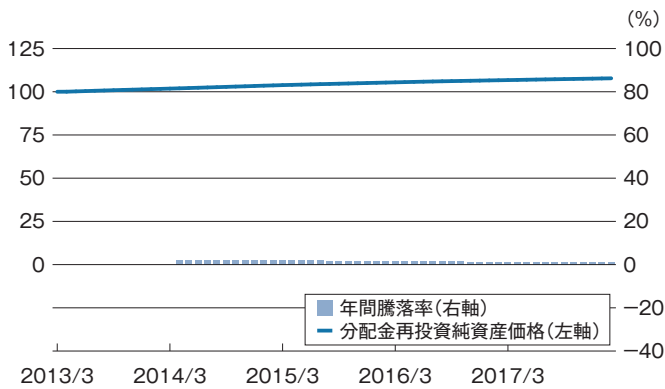
### ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



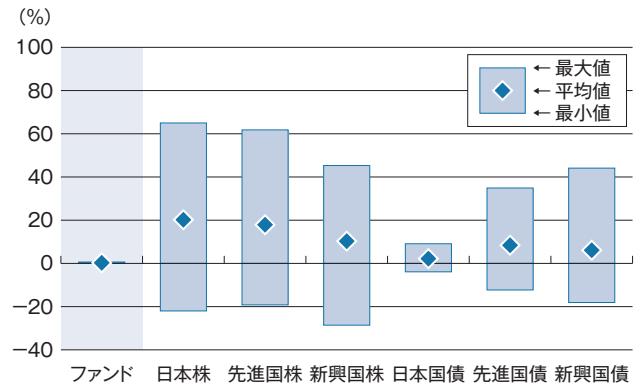
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2013年3月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2013年3月～2018年2月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

#### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。ファンドの運用開始日である2013年4月23日を100として指数化し表示しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、2014年4月から2018年2月の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

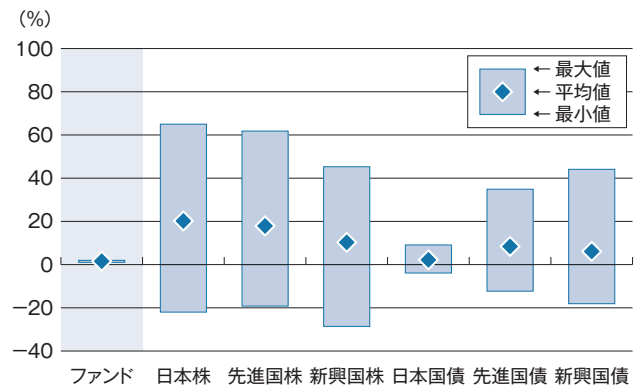
### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.64	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値 (%)	0.13	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値 (%)	0.28	20.2	17.9	10.3	2.2	8.4	6.1

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2013年3月～2018年2月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	1.97	65.0	61.8	45.3	9.1	34.9	44.1
最小値 (%)	1.05	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値 (%)	1.56	20.2	17.9	10.3	2.2	8.4	6.1

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2013年3月～2018年2月の5年間(ファンドについては2014年4月～2018年2月)の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
  - 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
  - 代表的な資産クラスを表す指数
    - 日本株・・・TOPIX(配当込み)
    - 先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
    - 新興国株・・・S&P新興国総合指数
    - 日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
    - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
    - 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「㈱東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

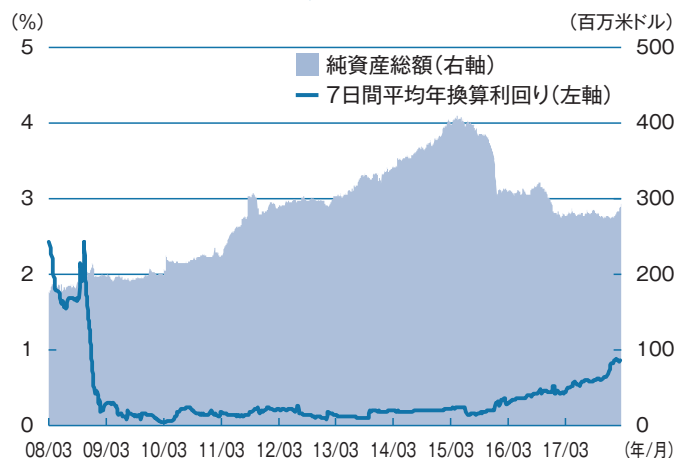
ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)はFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

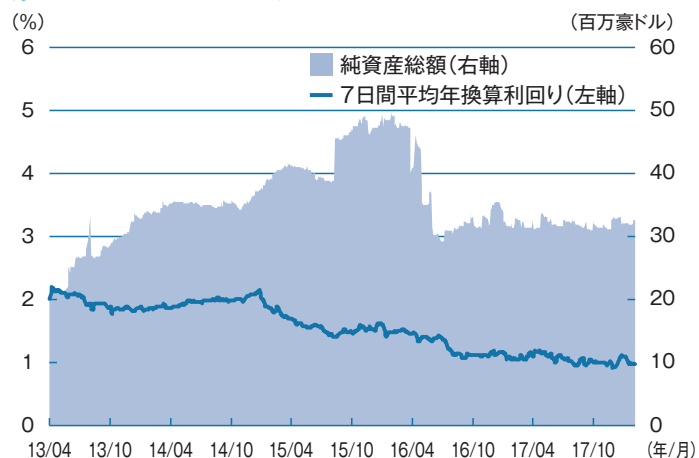
## 運用実績

### 純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移 (2018年2月末日現在)

#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



#### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

### 投資有価証券の主要銘柄 (2017年11月末日現在)

#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	投資比率 (%)
1	SUMITOMO MITSUI TRUST BANK LONDON	譲渡性預金	0	2017年12月22日	3.07
2	UOB AUSTRALIA LTD	譲渡性預金	0	2017年12月27日	3.07
3	DGZ DEKABANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2018年1月5日	3.07
4	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	変動利付債	1.68703	2018年2月8日	2.89
5	TORONTO DOMINION BANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2017年12月19日	2.89
6	MIZUHO BANK SYDNEY	譲渡性預金	0	2017年12月22日	2.89
7	TEMASEK FINANCIAL II PTE	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2018年1月12日	2.89
8	CHUGOKU BANK LTD	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2018年1月23日	2.88
9	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2018年1月29日	2.88
10	CHIBA BANK NY LTD	譲渡性預金	1.41	2017年12月20日	2.53

#### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	投資比率 (%)
1	NATIONAL AUSTRALIA BANK	変動利付債	2.1	2018年1月24日	3.17
2	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	変動利付債	2.125	2018年3月1日	3.17
3	MIZUHO BANK SYDNEY	譲渡性預金	0	2017年12月8日	3.17
4	UOB AUSTRALIA LTD	譲渡性預金	0	2017年12月15日	3.17
5	MIZUHO BANK SYDNEY	譲渡性預金	0	2017年12月18日	3.17
6	TORONTO DOMINION BANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2017年12月20日	3.17
7	SUMITOMO MITSUI BANKING SYDNEY	譲渡性預金	0	2017年12月29日	3.17
8	FMS WERTMANAGEMENT	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2018年1月9日	3.17
9	KIWIBANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2018年1月12日	3.17
10	LANDESKREDITBANK BADEN- WUERTEMBERG	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	-	2018年1月11日	3.17

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### お申込みメモ

購入単位	1,000口以上1口単位 ※ただし、販売会社は独自に、より大きな取扱い単位を決定する場合があります。また、以下の場合には、販売会社が応じるもの限り、1口以上1口単位とします。 ・販売会社でお取引いただいている商品の利金や売却代金などのうち基準通貨（または販売会社が応じるその他の通貨）で支払われるものによりファンド証券をお申込みの場合等 ・確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券をお申込みの場合
購入価額	管理会社が申込を受領した日に計算される1口当り純資産価格。 通常、各ファンドについてそれぞれ1米セント、1豪セントです。 これらを下回る場合は、そのファンド証券の販売は行われません。
購入代金	お申込みが行われた取引日（約定日）の翌取引日までに申込金額をお支払いください。 ※日本円の場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、販売会社によっては、基準通貨でお支払いいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金（買戻し）単位	1口以上1口単位
換金（買戻し）価額	管理会社が換金（買戻し）請求を受領した日に計算される1口当り純資産価格。 通常、各ファンドについてそれぞれ1米セント、1豪セントです。
換金（買戻し）代金	換金（買戻し）請求が行われた取引日（約定日）の翌取引日に換金（買戻し）代金をお支払いします。 ※日本円の場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、販売会社によっては、基準通貨でお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	販売会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	2018年2月1日～2019年1月31日 （期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。） ※この期間中、以下の取引日に購入申込みの取扱いが行われます。 ・ <b>U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの取引日</b> ：ルクセンブルグ、ロンドン、ニューヨークでの銀行営業日、ニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。） ・ <b>豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの取引日</b> ：ルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンでの銀行営業日、オーストラリア証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。） （注）2018年8月1日より、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの取引日は、以下の様に変更されます。 ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークでの銀行営業日、オーストラリア証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。）
換金（買戻し）制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。なお、上記の購入申込みの取扱をする日に換金（買戻し）申込みの取扱いをします。



<p>購入・換金(買戻し) 申込受付の中止及び 取消し</p>	<p>管理会社は、以下の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。</li> <li>② 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。</li> <li>③ ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用している通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。</li> <li>④ 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。</li> </ul> <p>さらに、管理会社または販売会社はファンド証券の購入または転換(スイッチング)の注文がマーケット・タイミング(不公正な裁定取引)であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。</p>
<p>信託期間</p>	<p>無期限(なおU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始日は1998年7月24日、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始日は2013年4月23日です。)</p>
<p>繰上償還</p>	<p>トラストおよびファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、償還することができます。さらに、トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、償還することができます。</p> <p>なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。</p>
<p>約款の変更</p>	<p>管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。</p> <p>管理会社は、約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならず、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。詳細は請求目論見書でご参照いただけます。</p>
<p>決算日</p>	<p>毎年7月31日</p>
<p>収益分配</p>	<p>管理会社は、ファンド証券の1口当り純資産価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01豪ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。</p>
<p>運用報告書</p>	<p>ファンドの計算期間の終了(毎年7月31日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。</p>
<p>課税関係</p>	<p>課税上は外国公社債投資信託として取り扱われます。</p>
<p>転換(スイッチング)</p>	<p>販売会社が応じる場合、ファンド間で、乗り換え(転換)が可能です。</p> <p>乗り換えの申込を行う日が、乗り換えを行う二つのファンドの取引日で、かつ、受渡日となる翌取引日も双方のファンドの取引日である場合に、手続きが可能です。一方のファンドの円貨による売却代金相当額が、他方のファンドの円貨での買付け代金相当額となります。この際に適用される為替レートは、販売会社が決定します。詳細は販売会社にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。(開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。)</p> <p>その他の詳細は請求目論見書でご参照いただけます。</p>

申込取扱場所

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

藍澤証券株式会社 <sup>(注1)</sup> 岩井コスモ証券株式会社 FPL証券株式会社 <sup>(注2)</sup> 株式会社SBI証券 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 京銀証券株式会社 ごうぎん証券株式会社 七十七証券株式会社 高木証券株式会社 とうほう証券株式会社 八十二証券株式会社 ふくおか証券株式会社 <sup>(注3)</sup> 丸八証券株式会社 むさし証券株式会社	いちよし証券株式会社 エース証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 岡地証券株式会社 九州FG証券株式会社 ぐんぎん証券株式会社 四国アライアンス証券株式会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 ちばぎん証券株式会社 日本アジア証券株式会社 <sup>(注1)</sup> 光証券株式会社 丸三証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 野村証券株式会社 <sup>(注4)</sup>
--	---

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

藍澤証券株式会社 <sup>(注1)</sup> エース証券株式会社 京銀証券株式会社 ごうぎん証券株式会社 七十七証券株式会社 とうほう証券株式会社 ひろぎん証券株式会社	いちよし証券株式会社 九州FG証券株式会社 ぐんぎん証券株式会社 四国アライアンス証券株式会社 高木証券株式会社 八十二証券株式会社 野村証券株式会社 <sup>(注4)</sup>
--	---

(上記をそれぞれ「販売会社」といいます。)

(注1) 2018年7月1日付で藍澤証券株式会社と日本アジア証券株式会社は合併いたします。合併後の商号は藍澤証券株式会社となります。

(注2) FPL証券株式会社における申込みの取扱いは2018年5月1日からです。

(注3) ふくおか証券株式会社は、2018年5月1日付けで商号をFFG証券株式会社に変更します。

(注4) 野村証券株式会社における申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	かかりません。
換金(買戻し)手数料	かかりません。
転換(スイッチング)手数料	かかりません。
信託財産留保額	かかりません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用(以下の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。)

運用管理費用(管理報酬等)  
純資産総額に対し年率0.66%以下  
信託財産に日々費用計上し、四半期ごとに信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理報酬	管理会社	ファンドの投資運用業務、管理事務の監督およびモニタリング、およびファンドの信託期間中の管理全般に関する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.01%
投資運用報酬	投資運用会社	ファンドに関する投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.15%
保管報酬	保管受託銀行	ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.04%以下
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの純資産価格の計算業務、受益者名簿の管理、ファンドの購入・換金(買戻し)等受け業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.03%以下
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.08%以下
販売会社報酬	販売会社	ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.35%以下

その他の費用・手数料  
●目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用 ●弁護士費用(ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価) ●監査費用(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価) ●登録費用 ●銀行手数料 ●ファンド資産および収益に課せられる税金等  
上記の費用・手数料は、トラストより実費として支払われ、間接的にご負担いただきます。

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合がある他、ファンドの保有期間に応じて異なるため、これらを合計した料率、合計額または上限額等を表示することができません。

### 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	利子所得として課税: 分配金に対して20.315%
買戻し請求等による譲渡時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税: 譲渡益に対して20.315% ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、譲渡損益と同じ扱いとなります。

- 上記は2018年4月27日現在のものです。なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 購入価額を下回る部分からの分配についても課税対象となります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

ファンドは、欧州でのマネー・マーケット・ファンドに関する規則<sup>(※1)</sup>の適用をうけて、2018年10月1日より、ファンドの目的および投資方針、投資対象、主な投資制限が以下のとおり変更されます。

※1 マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131

### ファンドの目的および投資方針

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する各ファンド通貨建ての公債短期金融商品<sup>(※2)</sup>への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

※2 公債短期金融商品とは、欧州連合(「EU」)、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、経済協力開発機構(OECD)加盟国、G20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される短期金融商品をいいます。

### 投資対象

#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

- 米ドル建ての公債短期金融商品  
EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される米ドル建ての公債短期金融商品
- リバースレポ契約
- 現金
- 金融機関への預金
- レポ契約
- その他の短期金融商品(証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーを含みます)
- 他の短期MMF

ファンドは、その純資産の少なくとも99.5%を公債短期金融商品、公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約、現金に投資します。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S&P社の格付でA-1以上、ムーディーズ社の格付でP-1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社が実施する信用度評価手続で、信用度がそれと同等であると判断したものとします。

#### 豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

- 豪ドル建ての公債短期金融商品  
EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される豪ドル建ての公債短期金融商品
- リバースレポ契約
- 現金
- 金融機関への預金
- レポ契約
- その他の短期金融商品(証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーを含みます)
- 他の短期MMF

ファンドは、その純資産の少なくとも99.5%を公債短期金融商品、公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約、現金に投資します。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S&P社の格付でA-1以上、ムーディーズ社の格付でP-1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社が実施する信用度評価手続で、信用度がそれと同等であると判断したものとします。

## 主な投資制限

以下は、ファンドの投資制限の要点だけを述べたものです。

- 公債短期金融商品を除いて、同一発行体の短期金融商品、証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーの10%超を取得することはできません。
- ファンドは6銘柄以上の公債短期金融商品を保有していなくてはならず、1銘柄への投資がファンドの純資産の30%を超えてはならないものとします。
- ファンドの純資産の10%を超えて同一金融機関に預金することはできません。  
ただし、ファンドが登録されているEU加盟国内でこの分散要件を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、他の加盟国で預金することができない場合、ファンドの純資産の15%までを同一の金融機関に預金することができます。
- リバースレポ契約において、同一取引相手方に提供する現金総額は、ファンドの純資産の15%までとします。
- 短期金融商品、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび他の短期MMFを含む有価証券の空売りは行いません。

## 流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則

管理会社は、各ファンドの流動性リスクを監視し、受益者の買戻請求に随時応じられるよう、ファンドのポートフォリオにおける1日単位および週単位での流動性基準を確保するための、慎重かつ厳格な流動性管理手法を導入しています。ただし、管理会社が管理できない理由、または買付もしくは買戻しの結果として、基準を満たせなくなった場合、買戻しの停止などの措置をとることがあります。

また、2018年8月1日より、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの取引日は以下のように変更されます。

ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークでの銀行営業日、オーストラリア証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)

# MEMO

# MEMO

### **【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】**

トラストは、主に外貨建て債券(短期金融商品等)を投資対象としますので、金利変動等による組入債券(短期金融商品等)の価格下落や、組入債券(短期金融商品等)の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、純資産価格(外貨建て)が下落し、損失を被ることがあります。また、純資産価格が外貨建てで表示されますので、当該外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。